

二要素認証システム再構築・運用保守業務 仕様書

令和4年6月
桑名市役所 デジタル推進課

1. 案件名

二要素認証システム再構築・運用保守業務

2. 案件の背景

本市では、セキュリティ強化のため国の示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、住民情報系ネットワークで稼働するパソコンに対し、ICカードおよび指紋認証を利用した二要素認証システムを導入し、セキュリティの向上を図った。

当該システムは導入から5年が経過し、サーバ機器の老朽化及び保守サポートの終了を迎えているため早急な再構築が必要である。

3. 目的

本業務では、桑名市住民情報系ネットワークにおけるセキュリティ対策、可用性維持のため、現行の二要素認証システム「EVE-FA」の管理サーバ更新及び、WEBシステムが利用するブラウザの更新に合わせたシステムのバージョンアップを実施する。

4. 設置場所

桑名市中央町2-37 桑名市役所4階デジタル推進課サーバ室内

5. 契約期間

(1) 納入期限

令和4年11月30日まで

受注者は、納入期限前に別紙1「構成明細書」の参考基準品で示す要件と本仕様書の納入条件を満たす全ての対象製品を納入し、9.「納入条件」に記載の現場設定全てを終了すること。

(2) 賃貸借期間

令和4年12月1日～令和9年11月30日（60ヵ月）

(3) 機器保守期間

令和4年12月1日～令和9年11月30日（60ヵ月）

(4) 運用保守期間

令和4年12月1日～令和9年11月30日（60ヵ月）

6. 契約

構築費用には機器費・ソフトウェア費・構築費・機器保守費等を含み、「第三者賃貸方式」で契約する。また、本契約は長期継続契約とする。対象物件については、動産総合保険を付保すること。なお、費用については賃借料に含むこと。保証期間は賃貸借期間とすること。上記保険を付する証明として保険会社押印発行の付保証明書を

提出するものとする。

運用保守費用はシステムの保守サポート費等を含み、長期継続契約で契約する。

7. 支払方法

構築費用については、賃貸借契約に基づきリース事業者へ支払うものとする。

賃貸料は賃貸借期間の開始月からとし、総額を六十カ月で均等に分割した額を貸付者へ支払う。貸付者は、毎月末終了日以後の適法な請求書をもって賃借料を請求するものとする。

運用保守費用については、運用保守事業者へ支払うものとする。

委託料は運用保守開始月からとし、総額を六十カ月で均等に分割した額を運用保守事業者へ支払う。運用保守事業者は、毎年度末終了日以後の適法な請求書をもって委託料を請求するものとする。なお、最終年度は契約満了日以後の適法な請求書をもって委託料を請求するものとする。

8. 賃貸借機器等要件

- (1) 本賃貸借では、別紙1「構成明細書」に記載された参考基準品に基づく納入製品を賃貸借対象物件とし、5年間安定して稼働するものであること。
- (2) 賃貸借料には、9.「納入条件」に記載する機器の設置、設定にかかる費用、及び10.「保守条件」に記載する機器の保守を含めること。この機器の設置・設定・保守については、受注者（構築及び運用保守事業者）が行うこと。

9. 納入条件

受注者は、対象となる賃貸借物件の納入、設定、設置作業を実施すること。なお、物件の納入条件として、以下を順守すること。

- (1) 賃貸借物件について、管理サーバ、サーバ周辺機器の装着、組立作業、各種基本設定を行うほか、関連する各種ソフトウェアのインストール等、発注者で稼働する二要素認証システムを稼働させるために必要な全ての設定作業を行うこと。
- (2) 二要素認証システムの管理サーバはシングル構成とする。ただし、管理サーバに物理的障害が発生した場合でも、クライアントキャッシュによる認証機能維持ができるように設定すること。なお、サーバ機器の死活監視については、本市での機器稼働確認（ランプチェック等）の実施及び、本市が有する環境監視に参加させるものとする。機器障害発生が判明した場合は、保守条件に基づき、運用保守事業者が機器の障害対応を実施すること。
- (3) サーバ機器障害時に備えたバックアップ環境を構築すること。環境構築に伴う機器やソフトウェア等は別紙1「構成明細書」の参考基準品に基づき本調達内で準備すること。
- (4) システム再構築に際して現状取得している職員等の指紋データは新システムに移

行するものとし、再度指紋の取得は行わないようにすること。

(5) 住民情報系ネットワークにおける WEB システムのブラウザは、今後、Microsoft Edge (Chromium 版) への切替を想定している。今回再構築する二要素認証システムは、Microsoft Edge (Chromium 版) での動作を保証するバージョンにアップグレードしてセットアップすること。ただし、納入時の標準ブラウザは IE11 であるため、IE11 で各業務システムの認証ができるよう設定を行い、令和 4 年度中予定の各システム Edge 対応後、運用保守の範囲内で再度 Edge での設定を行うこと。

(6) クライアント側のアプリケーションバージョンアップを行うこと。

- ① 対象クライアント数は約 250 台を想定
- ② 設置場所は市内 5 箇所及び市外 1 箇所 (木曾岬町役場)
- ③ 本市資産管理ソフト (SKY SEA) を用いて遠隔操作及びプログラムの配布可

(7) 桑名市における二要素認証システムが稼働する住民情報システム端末で必要となる以下のライセンス、及びデバイスは、桑名市より提供する。受注者は提供されたライセンスとデバイスを利用し、二要素認証システムの環境再構築、稼働検証を行い、再構築後の本稼働に必要な設定作業を実施すること。また、追加のライセンスは本契約内で調達すること。

[桑名市が準備するライセンス]

- ① 二要素認証 EVE FA サーバライセンス 既存 1 ライセンス
- ② 二要素認証 EVE FA クライアントライセンス 210 ライセンス

[提供するデバイス製品]

- ① 指紋認証ユニット UBF-neo 約 250 台
- ② IC カードリーダー PaSoRi 約 250 台

(8) 再構築する二要素認証システムでは、住民情報系ネットワークで稼働するシステムにおけるログイン認証の動作検証を行うこと。具体的な対象システムは下記を想定する。対象システムの動作確認に関する情報は桑名市より提供する。動作検証において判断できない事象が発生した場合は、本事業の構築・運用保守事業者、桑名市、対象システム保守事業者の 3 者で確認するものとする。

[対象システム業務]

- ① 住民情報システム：ADWORLD (住民記録系、税系、選挙ほか)
- ② 総合福祉システム：Webrings (後期高齢者医療、障害福祉系、児童系、福祉医療系ほか)
- ③ 滞納管理システム：THINKTAX
- ④ 介護保険システム：ADWORLD
- ⑤ 認定審査会支援システム：ADWORLD
- ⑥ 健康管理システム：健康かるて (健康系、新型コロナ管理)
- ⑦ 生活保護システム：あゆむくん

- ⑧ 児童相談システム：童
 - ⑨ 申告支援システム：税務 LAN
 - ⑩ 家屋評価システム
 - ⑪ 公営住宅管理システム
 - ⑫ コンビニ交付システム
- (9) 各種機能に関するソフトウェアは原則、最新版を導入すること。特段の事情により最新バージョンでの構築ができない場合、事前にとり纏め部門、及び担当所管課と協議のうえ、承諾を得ること。
- (10) 今回更新する旧管理サーバは、新サーバ及びシステムの安定稼働後ハードディスク内のデータを完全に消去し、データ消去証明書を提出すること。
また、上記作業終了後にサーバーラックから当該機器及び無停電電源装置を取り外し、内蔵ハードディスクを取り出したうえで、桑名市が指定する場所に搬入すること。
- (11) 運用に係る各種マニュアルを納入期限内にデータで提供すること。具体的な内容は下記を想定する。
- ① WEB システム新規追加時の認証設定マニュアル
 - ② 認証ユーザー新規追加、変更、削除マニュアル
 - ③ 人事異動に伴う対応マニュアル
- (12) 賃貸借物件の梱包材等で不要となったものは、賃貸借開始日までに全て引き取る

10. 保守条件

受注者は、対象となる賃貸借物件の保守対応を実施すること。なお、物件の保守条件として、以下を順守すること。

- (1) 保守対応窓口を設け、本市からの電話による問合せに対応すること。
- (2) 賃貸借期間中に、新たに二要素認証を必要とする WEB システムが追加となった場合、もしくは既設 WEB システムで変更を行う必要が発生した場合、年間 2 システム分までは設定追加・設定変更対応を現地訪問のうえ実施すること。
- (3) 賃貸借契約期間中、機器障害やシステム不具合が発生した場合、速やかに修復するため、技術者を設置場所に派遣して当該機器等を診断し、必要な補修を行うこと。また、障害状況診断の結果を桑名市の担当職員に報告すること。
- (4) 賃貸借物件の保守対応は以下のとおりとすること。

[保守対応時間]

- ① サーバシステム装置機器保守：24 時間 365 日（翌営業日対応）
- ② システムサポート：平日 8:30～17:15

[保守対応補足事項]

- ・桑名市開庁日の上記時間で一次受付を行い、障害起因を切り分けるとともに、速や

かに関係者への連絡、初動対策を講じること。

・保守対応連絡先を予め担当課職員へ報告すること。

- (5) 賃貸借物件の機器障害に伴い、対象とする業務システム、及び関連ソフトウェアを修復する必要がある場合、桑名市と協議のうえ、速やかにシステムの回復作業を実施すること。
- (6) 賃貸借物件のサーバ機器に内蔵された個人情報を含む磁気ディスクに障害が発生した場合、障害発生の磁気ディスクは桑名市へ引き渡すこと。
- (7) 本業務受注者は本業務で構築する二要素システムに使用されるハードウェアのファームウェアのアップデートや、構成されるソフトウェアのセキュリティ対策等修正パッチに関する技術情報の提供と、適応検討に関する支援を行うこと。そのうえで、本事業の継続利用に重大な支障をきたす相当のマイクロプログラム／ファームウェアの不良に対する対策を実施すること。

11. 次期システム引継ぎ・支援

本業務受注者は、本業務で構築する二要素システムの契約終了時の更改を、次期システムの構築受注者が行う際、構成や運用状況、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。また、更改における設計・開発、テスト及び移行作業に関して、本システム側の設定変更等が必要となる場合は、可能な限り、これに対応すること。

12. 機密保護等

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律、関連法令、各種ガイドライン、指針等及び桑名市契約事務規則、桑名市個人情報保護条例及び、桑名市情報セキュリティポリシーの規定を遵守すること。
- (2) 各種情報は各条例等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (3) 受注者は、本市から秘密と指定された事項及びこの契約に関して知り得た本市の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、当該秘密が次に掲げる情報に該当する場合は、この限りでない。①業務契約に違反することなく、開示の時点で既に公知となった情報②秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報③相手方からの情報によらず、独自に開発された情報
- (4) 受注者は、自己の業務従事者その他関係人についての義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に本市の承諾を場合は、速やかに再提出すること。

13. 特記事項

- (1) 貸付者は賃貸借期間終了後、本契約に関する全物件について桑名市に無償譲渡するものとし、契約書等に記載すること。

- (2) 本仕様書に記載されていない事項は、都度協議を行い、発注者の決定により対応すること。
- (3) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議を行い、発注者の決定により対応すること。
- (4) 本市において必要と認めるときは、作業を変更または中止することができるものとし、この場合、発注者及び受注者の協議により、変更のために必要な期間を別途定めるものとする。
- (5) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときは、この限りでない。なお、本市の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本市に申請しなければならない。